

## 子どもの福祉医療制度の在り方について

### 目的

子ども、障害者、ひとり親家庭の健康の保持及び生活の安定に寄与するため、福祉医療費給付金を支給し、もって福祉の増進を図る。（根拠：長野市福祉医療費給付金条例）

区分	対象者
①子ども 【41,768人】	0歳～中学校3年生【現物給付(窓口支払1レセプト500円)】
②障害者(児) (70歳未満) 【8,424人】	身体障害者手帳1～4級、療育手帳A1・A2・B1、 特別児童扶養手当1・2級
	身体障害者手帳5級、療育手帳B2で所得税非課税世帯
	精神障害者保健福祉手帳1・2級で本人及び同一世帯員が特別障害者手当の制限以内の通院医療のみ ※18歳以下の障害児は所得制限なし
③65歳以上 重度障害者 【6,067人】	身体障害者手帳1～3級、4級の一部、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1・2級、障害基礎年金等1・2級など
④母子・父子家庭 【6,949人】	母子または父子家庭で、18歳未満の児童とその児童の扶養者 父母のない18歳未満の児童など(但し、高等学校在学中は20歳まで延長可)

【数値】は令和4年8月31日現在の支給対象者数

※福祉医療費は、医療費の一部負担金の内、1レセプトにつき**500円**の受給者負担金を差し引いた額を支給

# ☆ 福祉医療制度で支給される医療費

2

## 対象となる医療費

医科・歯科・薬局・訪問看護・柔道整復・はり・灸・マッサージ等

受給者負担金500円を除いて福祉医療費として給付

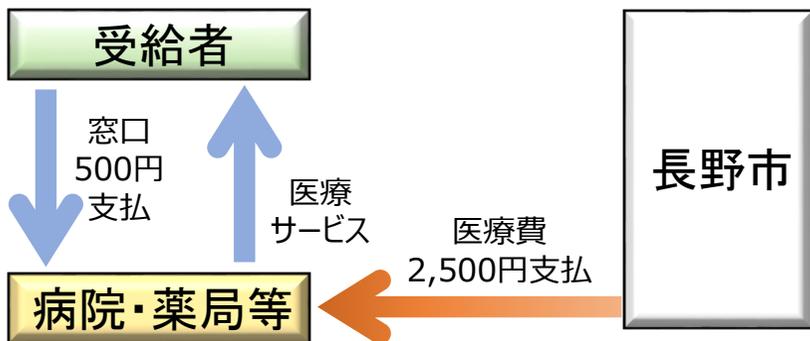
保険者負担分 (7~9割)	窓口で支払う額			保険外 金額等
	一部負担金(1~3割)			
	高額療養費 (所得に応じて上限額が決まる)	付加給付 (保険者が独自に定める)	自己負担分	

## 給付方法

### 現物給付

対象:子ども(中学校3年生まで)

※1レセプトあたり、500円の受給者負担金を支払うことで受診



### 償還払い(自動給付)

対象:子ども以外の対象者

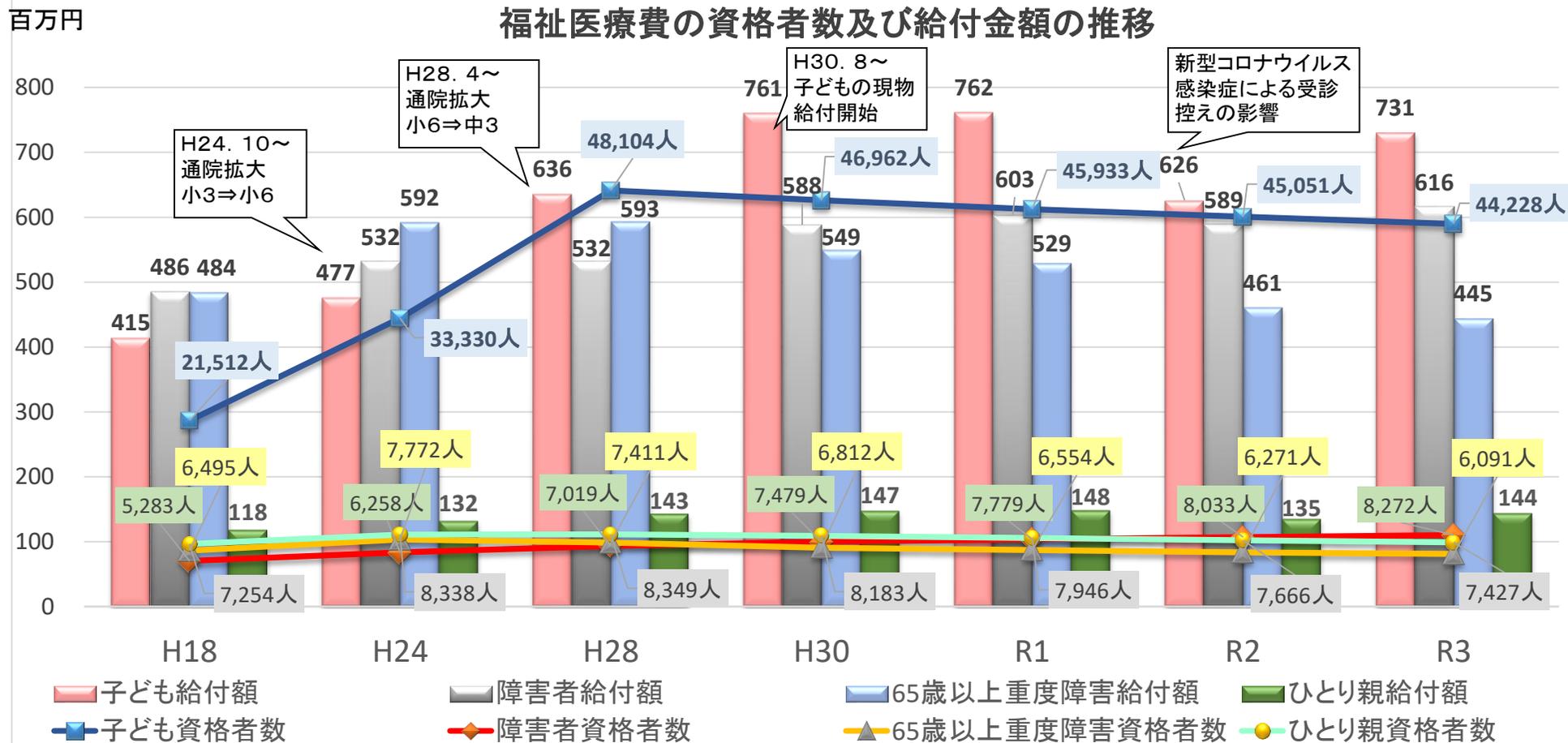
※一部負担金を窓口で支払い、後日、1レセプトあたり500円を控除した福祉医療費を支給



● 総医療費10,000円 一部負担金3,000円(自己負担3割)の場合

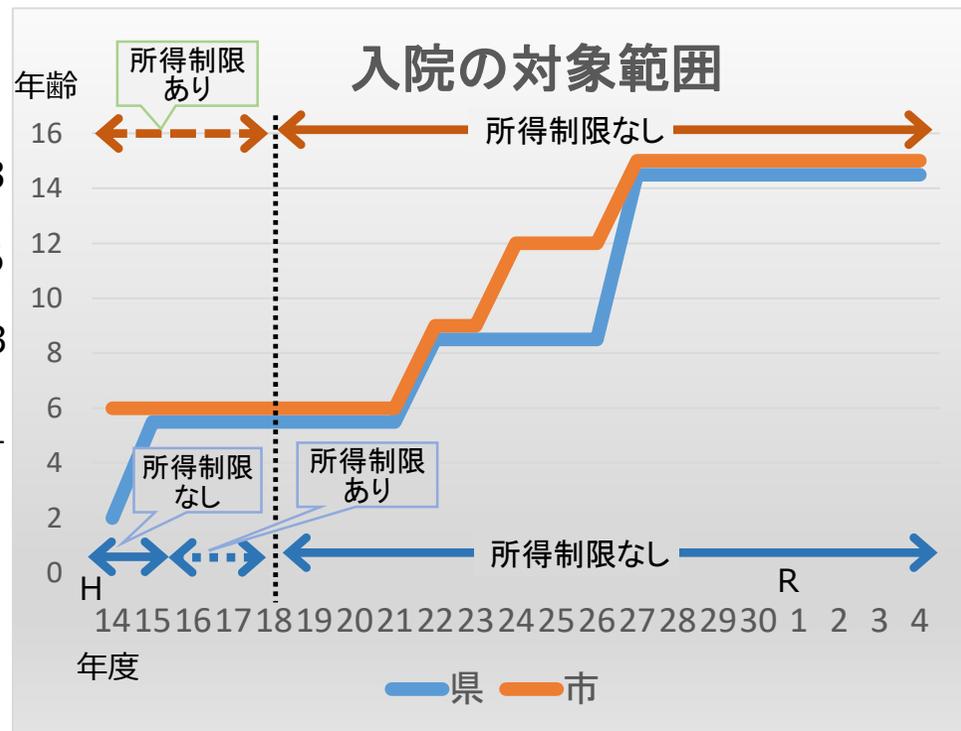
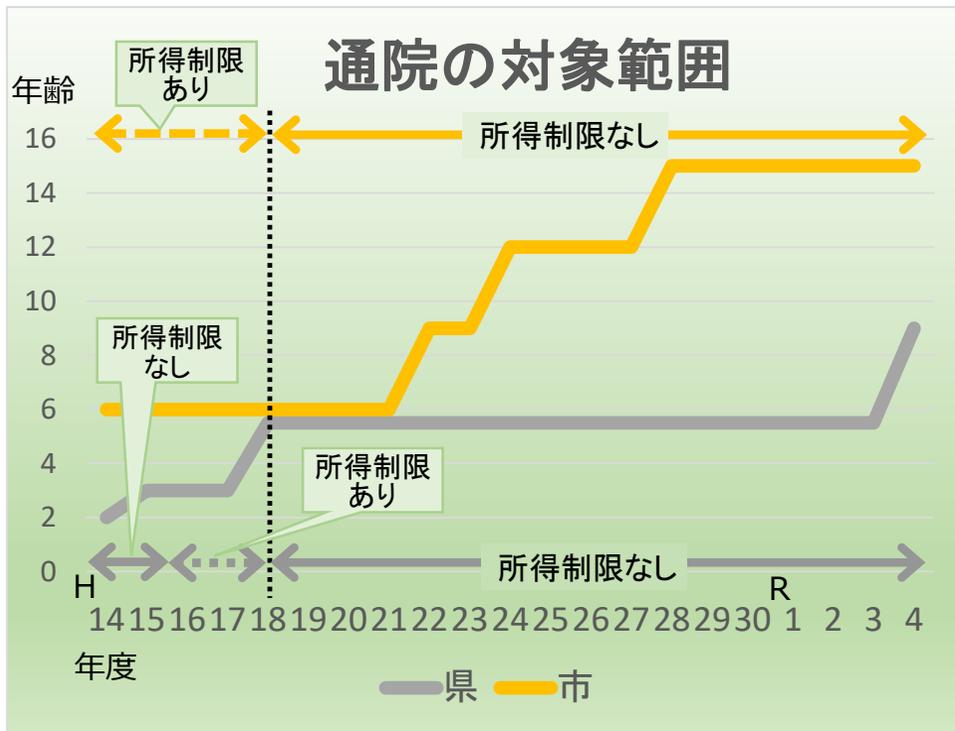
# ☆ 福祉医療費の受給資格者及び給付金の状況

## 福祉医療費の資格者数及び給付金額の推移



- 子どもの福祉医療費は、平成30年8月の「**現物給付**」の導入により、「**償還払い**」の平成28年度と比較して、**給付額が約1億3千万円増加**
- 障害者の給付額は、70歳未満については微増であるが、65歳以上重度心身障害者は減少傾向

## ★ 本市における対象年齢拡大の経過

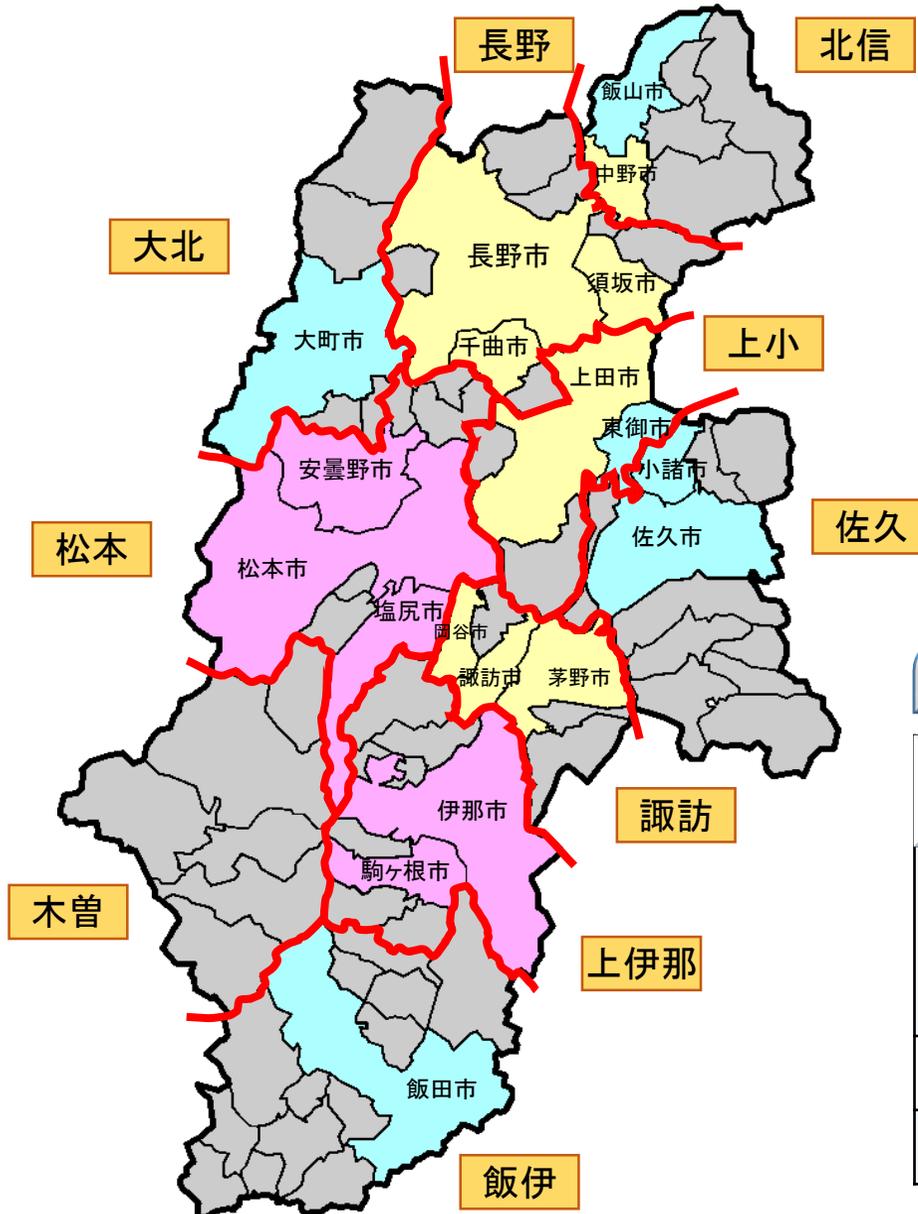


県：補助金(市町村)の対象範囲、市：給付対象の範囲

- 平成27年4月に「入院」の対象を小学6年生から中学3年生まで拡大、翌、平成28年4月には、「通院」も同様に拡大
- 平成30年8月診療分から、「現物給付方式」を導入(県内市町村統一)
- 「通院」については、県の補助対象範囲が16年間据え置きとなったが、令和4年4月から就学前から小学校3年生まで拡大

# ☆長野県内 子どもの福祉医療費 対象範囲の状況

(令和4年10月現在の状況)



**対象年齢**

- 高3までの町村(全町村)
- 高3までの市(6市)
- R4年度から中3→高3拡大の市(5市)
  - ・松本市・安曇野市・塩尻市：R4年4月～
  - ・伊那市・駒ヶ根市：R4年8月～通院拡大
- 中学3年生までの市(8市)

**受給者負担金** 市町村が財政状況等を勘案した上で、それぞれの判断で設定

金額	市町村数	自治体《町村除く》
500円	45	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市
300円	15	なし
0円	17	※伊那市、駒ヶ根市

※令和4年8月～ 受給者負担金500円⇒0円

- 対象範囲の拡充について、市長は、社会福祉審議会において様々な観点から議論いただき、その答申を十分に検討した上で、最終的な方針を決めるとしている。なお、拡大については、賛成論、慎重論がある。

## 【賛成論】

- ☑県内の自治体では、既に多くの自治体が高3卒まで福祉医療費の対象としており、安心して医療が受けられる体制を整えることは、子育て支援の重要な施策である。
- ☑高校生の世代は、自分自身で健康状態を判断し、必要な医療機関を受診することが大切で、福祉医療費の支給があることで、疾病の早期発見、早期治療につながる。
- ☑多くの家庭は、高校生までは保護者が医療費を負担しており、教育等にお金がかかる中、福祉医療費の支給は、保護者の経済的負担の軽減につながる。

## 【慎重論】

- ☑安価な医療費で受診しやすくなることから、安易な受診や、いわゆる「コンビニ受診」(救急、夜間)を増やしてしまう可能性がある。
- ☑高校生になると体力もつき、医療の受診回数も減少し、学校、通学時の怪我や小児がん、難病等は、既に負担軽減も含めた対策が図られている。
- ☑制度の拡充自体が目的化し、隣接の自治体間で競争的、同調的に拡充が行われている。(目的の検証等が適正に行われていないとの指摘)

## 【経緯】

### H15年7月 導入開始(1レセプトあたり300円)

「長野県福祉医療制度のあり方検討委員会」において審議、決定(H13年12月～H14年8月)  
➤導入趣旨：福祉サービスの受益と負担の関係を明確にし、共に制度を支えあう一員であることを受給者に自覚していただくため。

### H21年10月 負担金の引き上げ(1レセプトあたり300円⇒500円)

「長野県福祉医療費給付事業検討会」において審議、決定(H20年12月～H21年1月)  
➤検討結果：福祉医療制度が将来にわたり持続可能な制度として、県民福祉の向上に寄与するため、受給者負担金を500円に引き上げる。

### H22年4月 長野市負担金額の引き上げ(1レセプトあたり500円)

「長野市社会福祉審議会」において審議、決定(H21.6.1諮問、H21.8.4答申)  
➤検討結果：長野県福祉医療費給付事業検討会の取りまとめを尊重し、1レセプトあたり500円に引き上げることとする。

医療関係者や学識経験者等の意見を聴取

## H29年 長野県福祉医療費給付事業検討会(県と市町村の共同設置)

H30年8月から子どもの福祉医療費に現物給付を導入するにあたり、受給者負担金についても検討

●委員構成：長野市長、小諸市長、南箕輪村長、上松町長、県健康福祉部長

➤**検討結果**：導入の趣旨である「受益と負担の関係を明確し、共に制度を支え合う一員であることを受給者に自覚していただくことが肝要であり、将来にわたり持続可能な制度としていく上でも、現行の受給者負担金を維持することが適当である。」

### ★受給者負担金の在り方に対する意見など

#### 【完全無料化について】

- 医療機関への受診頻度が高い乳幼児期の保護者にとっては、自己負担が全くないことで、より安心して医療を受けることができる。(賛成論)
- 完全無料化は、子ども・子育て支援を推進している長野市のアピールにつながり、移住政策にも寄与できるのではないか。(賛成論)
- 国民皆保険制度の考え方や受給者負担金導入の経緯、また、市の将来的な財政負担等を勘案すると、完全無料化については、慎重に検討する必要がある。なお、長野市が導入に踏み切ると、県内他自治体に及ぼす影響も大きい。(慎重論)

# ☆子どもの福祉医療費の拡充に伴う給付額試算

※令和3年度給付実績をベースに下記の条件により影響額を試算

単位：千円

No	対象範囲拡大 【中3→高3】		受給者負担 【500円⇒0円】		給付金 影響額(A)	県補助金 増加額(B)  〔通院補助： 未就学児⇒小3〕	一般財源 影響額 (A-B)	国保 ペナルティ 影響額
	通院	入院	3歳になる年度末 【3歳未満児】	6歳になる年度末 【未就学児】				
令和3年度実績 給付総額：730,646千円㊶ 県補助金：171,523千円㊷ 一般財源(㊶-㊷)：559,123千円 国保ペナルティ分：3,211千円								
1		○	○		97,905	63,673	34,232	250
2	○	○			131,195		67,522	2,000
3				○	153,129		89,456	0
4		○		○	166,645		102,972	250
5	○	○	○		215,583		151,910	2,000
6	○	○		○	284,323		220,650	2,000

※高3までに拡大した場合、対象人数を約9,500人として試算

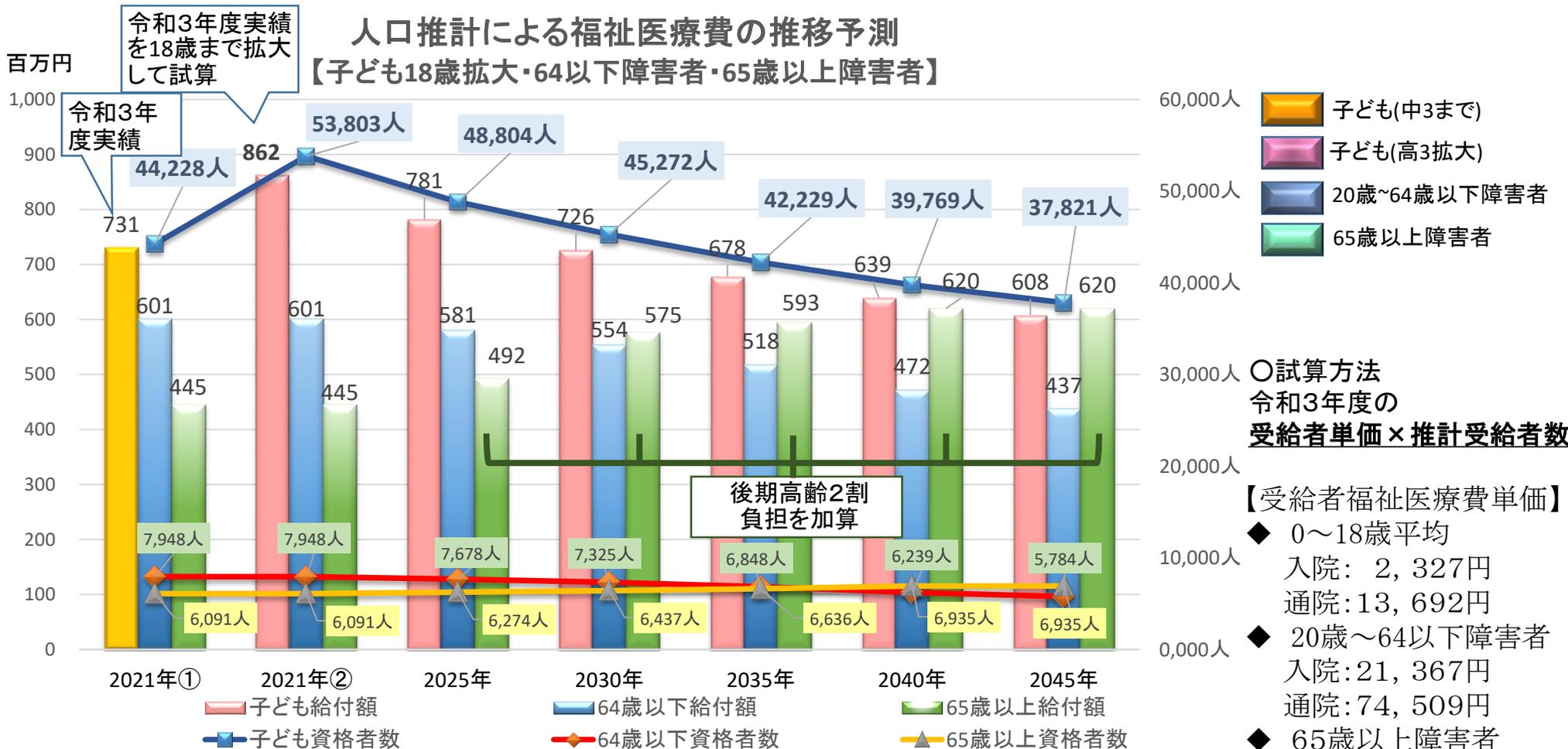
※受給者負担0円の場合、先行自治体を参考に、福祉医療費の波及増(15%)を勘案し試算

※受給者負担金については、医療の受診機会が多い3歳又は6歳までを対象として試算

※「国保ペナルティ」は、現物給付を実施している自治体に対し、国の交付金を減額調整するもの

# ☆福祉医療費給付額の将来推計（試算）

※令和3年度給付実績を元に、人口推計※に基づく給付額の推計を試算



※人口推計：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」を使用

※診療報酬の改定等は、考慮していない

※65歳以下障害者に障害児は含まれていない ※ひとり親家庭は含まれていない

※令和4年10月診療分から、後期高齢医療保険加入者の内、一定所得以上者の窓口負担割合が、1割負担から2割負担へ引き上げ